

# 令和8年度 中学校夜間学級における日本語指導支援員の追加募集案内

大阪府教育委員会

大阪府内（大阪市・堺市を除く。）の中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）に関わる日本語指導支援員を募集します。

## 1 応募資格

応募資格は、次の要件をすべて満たす者に限ります。

- (1) 日本語指導に深い理解と見識を有する者
- (2) 日本語指導支援員として職務を遂行するために必要な熱意を有する者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条（最終頁参照）のいずれにも該当しない者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者

## 2 勤務場所

今回の追加募集に係る勤務場所は、次の夜間中学です。

- ・岸和田市立岸城中学校（岸和田市野田町2-19-19）

## 3 職務内容

- (1) 夜間中学の生徒への日本語指導
- (2) 夜間中学の授業内での日本語指導補助
- (3) その他学校長が必要とする職務

## 4 募集予定者数

1名

## 5 応募の手続

持参受付は行いませんので、必ず郵送で申し込んでください。

あて先	〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 学事グループ
受付期間	令和8年5月29日（金）から令和8年6月10日（水）まで（6月10日必着）
申込方法	必ず「簡易書留」で、長形3号封筒（12cm×23.5cm）の表側に「選考申込」と朱書きしたもので、下記提出書類に必要事項を記入のうえ提出してください。
提出書類	① 令和8年度 中学校夜間学級における日本語指導支援員 応募用紙（別紙様式） ② 返信用封筒1通（長形3号封筒（12cm×23.5cm）に110円切手を貼り、住所、名前を明記したもの）

## 6 選考日時・場所等

- (1) 日時、会場については別途通知します。
- (2) 選考方法  
個人面接を実施します。（1人10分程度）
- (3) 選考基準（主な評価の観点）
  - ・学校や生徒の状況（年齢や国籍等）に応じ柔軟に対応し、日本語指導を行うことができる。
  - ・日本語指導補助者として、授業内で教職員と連携して支援を行うことができる。
  - ・教職員との良好なコミュニケーションを図ることができる。

## 7 選考結果の通知

選考実施後2週間以内をめどに、受験者に対し結果通知書を郵送します。  
なお、電話での可否に関する問合せにはお答えできません。

## 8 身分及び採用までの手続き

- (1) 選考の結果、合格者を中学校夜間学級における日本語指導支援員採用候補者名簿に登録します。登録の有効期間は、令和9年3月31日までです。なお、候補者名簿に登録された場合であっても、欠員の状況等により採用されないことがあります。
- (2) 採用候補者名簿に登載直後より採用する方には、別途連絡します。
- (3) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員（非常勤（会計年度任用職員））として採用されます。

## 9 採用の条件等

- (1) 採用期間  
採用された日から令和9年3月31日までです。
- (2) 報酬等  
1時間につき2,500円です。別途、通勤に要する経費を支給します。
- (3) 勤務時間・回数等  
1日あたり3時間程度（16時～21時の間）、年間375時間以内。勤務回数は年間125回程度。ただし、勤務を要する日及び勤務時間の割振りは勤務する学校の校長が定めます。

## 10 注意事項

- (1) 応募用紙等に虚偽の記載があった場合は、全て無効となります。また、候補者名簿に登録後、非違行為その他採用することが適当でない認められる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。
- (2) 提出書類等については、返却いたしません。一定期間保管した後、責任をもって破棄します。
- (3) 応募用紙作成の際に、鉛筆、消せるボールペン、修正液等は使用しないでください。
- (4) 返信用封筒には、住所、名前を記入してください。住所には、マンション名、号室、〇〇方等まで記入してください。
- (5) 選考会場への電話照会は厳禁とします。
- (6) 上記の勤務条件等は変更されることがあります。

## 参考

### 地方公務員法第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注 地方公務員法第16条第1号について、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ（①拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間にある者、②拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た時から、罰金以上の刑に処されることなく10年を経過するまでの間の期間にある者も含まれます。）、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。

### 《問い合わせ先》

大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 学事グループ

電話番号：06-6944-6886

メールアドレス：shichosonkyoiku@sbox.pref.osaka.lg.jp